

議案第 5 2 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)の一部改正により、特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡に係る個人の所得税及び法人税の軽減措置が廃止されたことに伴い、当該軽減措置を受けるための当該事業の認定に係る手数料を定める規定を削るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 中 3 の項を削り、同表 4 の項中「令」を「租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下この表において「令」という。)」に改め、同項を同表 3 の項とし、同表中 5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第 7(第 2 条関係) 租税特別措置法関係				別表第 7(第 2 条関係) 租税特別措置法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1・2	省略			1・2	省略		
				3	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下この表において「令」という。)第 20 条の 2 第 14 項又は第 38 条の 4 第 24 項の規定による認定の申請に対する審査	1 件	31,000 円
3	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下この表において「令」という。)第 25 条の 4 第 2 項に規定する特定民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査	省略		4	令第 25 条の 4 第 2 項に規定する特定民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査	省略	
4	省略			5	省略		
5	省略			6	省略		
別表第 8～別表第 16 省略				別表第 8～別表第 16 省略			